



2025年12月25日

各 位

会社名 フィードフォースグループ株式会社  
代表者名 代表取締役会長 塚田 耕司  
(コード番号: 7068 東証グロース)  
問合せ先 グループ執行役員グループ担当 西山 真吾  
(TEL. 03-6732-5488)

**自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ**  
(会社法第165条の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得  
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、本日付の当社取締役会において、会社法第165条の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

**1. 自己株式の取得及び消却を行う理由**

当社では、当社株式の流動性向上のため、流通株式比率を50%以上とするこことを目指しております。

このため、効率的な資本運用及び流通株式比率の向上を目的として、この度自己株式の取得を実施するものです。

なお、当社の支配株主からは、当社の自己株式取得に応じる意向があることを確認しております。

**2. 取得に係る事項の内容**

取得の方法

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	800,000株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.27%)
(3) 株式の取得価額の総額	401百万円(上限)
(4) 取得期間	2026年1月6日から2026年1月9日(予定)
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)による買付け
(6) その他	当社は、支配株主である代表取締役会長塚田耕司より、その保有する当社普通株式の一部をもって応ずる旨の連絡を受けております。

(注1) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(注2) 取得予定株式数に対応する売付注文をもって買付を行います。

**3. 消却に係る事項の内容**

(1) 消却対象株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	上記2.により取得した自己株式の全株式数
(3) 消却予定日	2026年1月31日

#### 4. 支配株主との取引等に係る事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得におきましては、当社の支配株主である代表取締役会長塚田耕司がその保有株式の一部を売却する可能性があり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社が2025年8月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、支配株主との取引を行う場合には「事前に社外監査等委員取締役が参画した取締役会において、十分に審議を実施すること、取引を行う合理性及び取引条件の合理性を慎重に勘案すること、少数株主の利益の保護の観点から、合理性を説明できることを条件に決定しており、少数株主の利益の保護に努めて参ります。」としております。2025年12月25日開催監査等委員会において、本件に関する審議を実施いたしました。その後、本件を決議事項とする取締役会を開催し、利害関係のない監査等委員取締役3名（うち社外取締役3名）が出席した上で、本自己株式の取得が、資本効率の改善を図るとともに、株主還元の充実が図れることを確認し、かつ現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式の取得に関する決議を行いました。従いまして、本自己株式の取得は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む。）での本自己株式取得を行う予定です。

本自己株式の取得に関して、当社代表取締役会長である塚田耕司は、当社の支配株主であることから、利益相反を回避するため、上記臨時取締役会における議長としての議事進行、決議並びに審議には参加しておりません。

従いまして、本自己株式の取得は公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられていると判断しております。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見書の概要

当社は、2025年12月25日に当社の独立役員である社外取締役の島田憲和氏、浦勝則氏、佐藤康夫氏から意見書を入手しており、その概要是以下のとおりです。

- ① 本自己株式の取得の目的は、資本効率の改善を図るとともに、流通株式比率の上昇を目的としたものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図で行われるものではないこと。
- ② 本件自己株式の取得に係る監査等委員会での審議並びに取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する塚田耕司を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公平性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。
- ④ 以上①から③を踏まえると、本自己株式取得は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断した。

（参考）2025年11月30日時点の自己株式の保有状況

(1) 発行済株式総数（自己株式を除く）	24,454,658 株
(2) 自己株式数	-株

以上